
年金確保支援法の解説

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保
を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律

2011年8月



JP Actuary Consulting Co.,Ltd.

(注) 政令等により定められる部分も
見込みとして含まれていますので、
ご注意ください。

国民年金法関連

- 国民年金保険料の追納 (改正法附則第2条) 【2012年10月1日までの政令で定める日】

施行日から3年以内の間、国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。

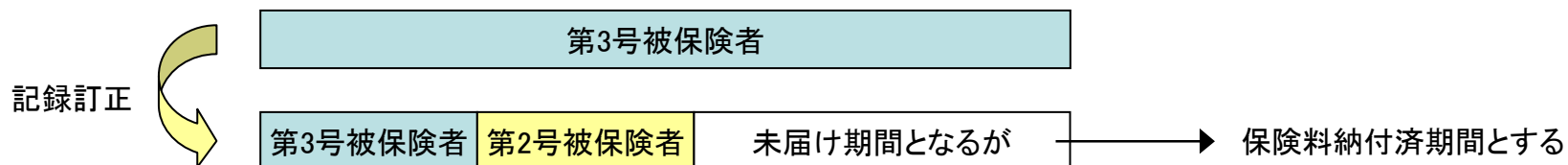
ただし、2年経過後の保険料は国債利率を基礎として加算される。(政令事項)

【公布の日から2年を超えない政令で定める日】

- 国民年金任意加入者の国民年金基金加入 (国民年金法附則第5条)

60歳から65歳の国民年金任意加入者は、国民年金基金に加入できるものとする。

- 記録の訂正により第3号被保険者でなくなった場合のそれに引き続く第3号期間を保険料納付済み期間とする。 【公布の日】
(国民年金法附則第7条の3の2)



【公布の日】

- 加入者記録等の情報収集の連合会への委託 (国民年金法第128条、第137条)
国民年金基金 → 国民年金基金連合会

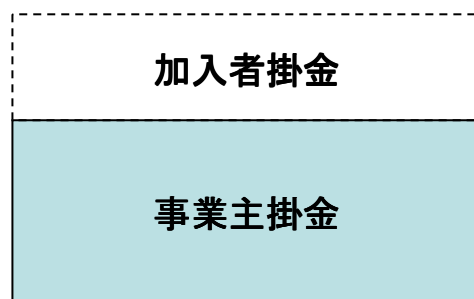
確定拠出年金法の改正

企業型における本人拠出(マッチング拠出)の導入

【2012年1月施行】

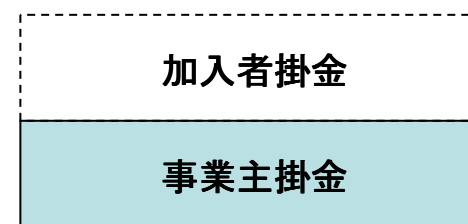
- 企業型年金加入者は、自ら掛金を拠出できる。(確定拠出年金法第19条～第21条の3)
 1. 加入者掛金を設定する場合、事業主掛金を超えないよう規約で定める。
 2. 掛金額は、規約に基づき加入者が決定する。
 3. 加入者掛金は、事業主を通じて拠出する。
(給与からの控除が可能→計算書を作成し加入者に通知)
 4. 拠出限度額は、事業主掛金との合算で計算

<事業主掛金が拠出限度額
の1/2を超えている場合>



加入者掛金の限度 = 拠出限度額 - 事業主掛金

<事業主掛金が拠出限度額
の1/2以下の場合>



加入者掛金の限度 = 事業主掛金

拠出限度額・・・他の企業年金がない場合：51,000円

他の企業年金がある場合：25,500円

(個人型確定拠出年金(2号)：23,000円、(1号)：68,000円)

脱退一時金の支給要件の緩和(1)

【公布の日から2年6月以内の政令で定める日】

○ 企業型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件（確定拠出年金法附則第3条）

1. 資産額が1.5万円以下の者が脱退後6月以内に請求
(企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、企業型年金運用指図者となっていないこと)
2. 個人型年金加入者となれない者(公務員、専業主婦等)が、個人型年金運用指図者となり、2年以内に請求(加入期間3年以下または資産額50万円以下の場合に限る。)
3. 継続個人型年金運用指図者(注1)が、その後2年以内に請求
(加入期間3年以下または資産額25万円以下の場合に限る。)(注2)

なお、連合会移換者が、その後の申し出により個人型年金運用指図者となった場合を含む。

【確定拠出年金法】

附則

第3条 当分の間、次のいずれにも該当する者又は継続個人型運用指図者(略 注1)であって、第4号から第7号までのいずれにも該当するものは、～略～ 脱退一時金の支給を請求することができる。

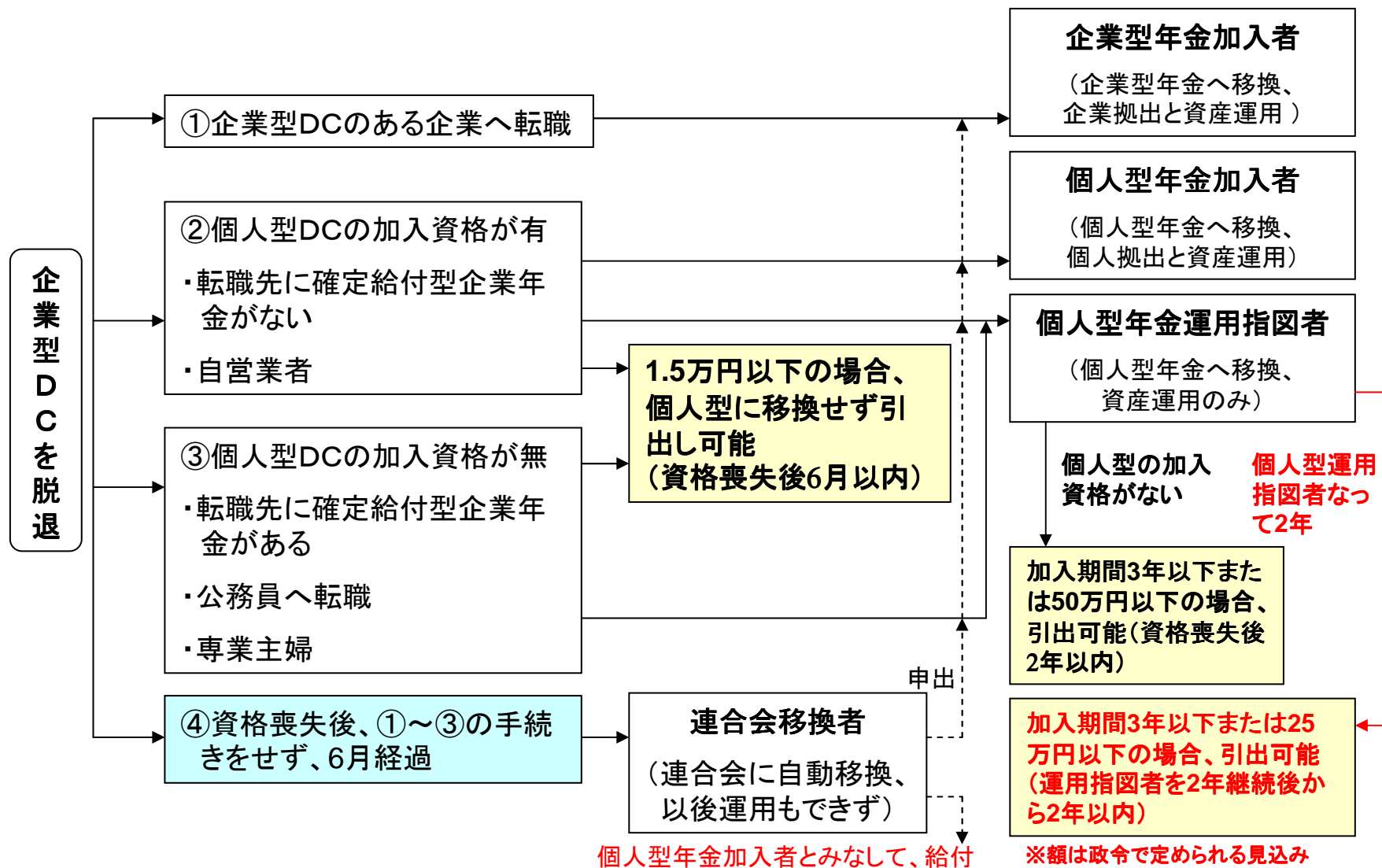
六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となった日)から起算して二年を経過していないこと。

(注1)継続個人型運用指図者:企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者になることなく、連合会に個人型運用指図者となることを申出(連合会移換者が申出をした場合を含む)し、かつ、継続して個人型運用指図者である者で、当該申出をしてから2年を経過した者

(注2)政令事項(25万円以下の場合に限定される方向)

脱退一時金の支給要件の緩和(2)

【公布の日から2年6月以内の政令で定める日】



資格喪失年齢の引上げ

【公布の日から2年6月以内の政令で定める日】

○ 資格喪失年齢の引上げ（確定拠出年金法第9条）

現在、60歳以下の厚生年金被保険者が加入対象となっているが、規約で60歳以上65歳以下の年齢を定めた場合には、60歳以前より引続き加入者であった者は規約で定めた年齢まで加入者となることができる。

⇒ 雇用延長者の加入が可能

定年退職日が60歳到達後の一定日というような企業で、退職まで加入できる

【確定拠出年金法】

(企業型年金加入者)

第9条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、60歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で60歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第2条第6項各号に掲げるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)のち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

投資教育の充実／情報収集

○ 投資教育の継続的实施（確定拠出年金法第22条）

【公布の日】

現在、事業主に対して加入者への投資教育等の努力義務が課せられているが、法改正により、「事業主は、前項の措置を講じるに当っては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第25条第1項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。」ことが追加

⇒ 継続的実施が義務付け

教育範囲の提示・・・資産運用の知識向上と運用指図への有効活用

【確定拠出年金法】

(事業主の責務)

第22条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第25条第1項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講じるに当っては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第25条第1項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(第25条第1項→加入者等の運用指図)

【公布の日】

○ 加入者記録等の情報収集の連合会への委託（確定拠出年金法第48条の2）

事業主 → 企業年金連合会

連合会移換者の自動裁定

【公布の日から2年6月以内の政令で定める日】

○ 連合会移換者の自動裁定（確定拠出年金法第73条の2）

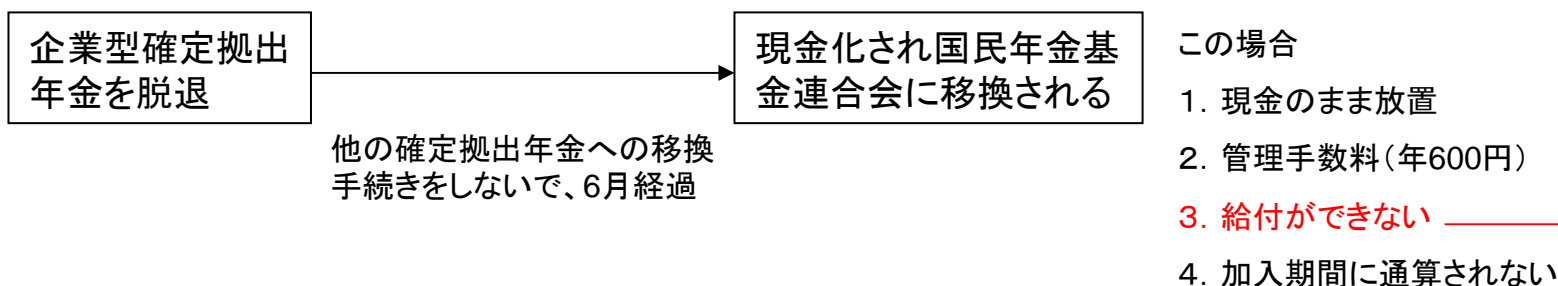
連合会移換者（注）は、年金加入者、運用指図者のいずれにも該当しないため、給付等の手続きができない状態であったが、「個人型年金加入者」とみなして、給付を行うこととされ、その場合の給付について、個人型年金規約に定めることとされた。

【確定拠出年金法】

第73条の2 連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、前条（個人型年金の給付に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条中「同章第5節の規定」とあるのは、「同章第5節の規定（第33条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。）」とする。

（注）連合会移換者：企業型年金資格喪失後6月以内に、企業型年金加入者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者として資産移換せずに、自動的に連合会に移換された者

【従前の仕組み】



厚生年金保険法、確定給付企業年金法の改正

事業所脱退時の掛金一括拠出要件の拡充(厚年基金、DB)

【公布の日】

○ 事業所脱退の範囲明確化 (厚生年金保険法第138条、確定給付企業年金法第78条)

基金の設立事業所が減少する場合、減少に係る事業主から掛金の一括徴収を行う旨、定められている。

⇒ 事業所減少には分割、事業譲渡による事業継承を含む

【厚生年金保険法】

(掛金)

第138条 ~略~

- 5 基金の設立事業所が減少する場合(設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。)において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

【確定給付企業年金法】

(実施事業所の増減)

第七十八条 略

- 3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合(設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

解散基金の特例措置(1) (厚年基金)

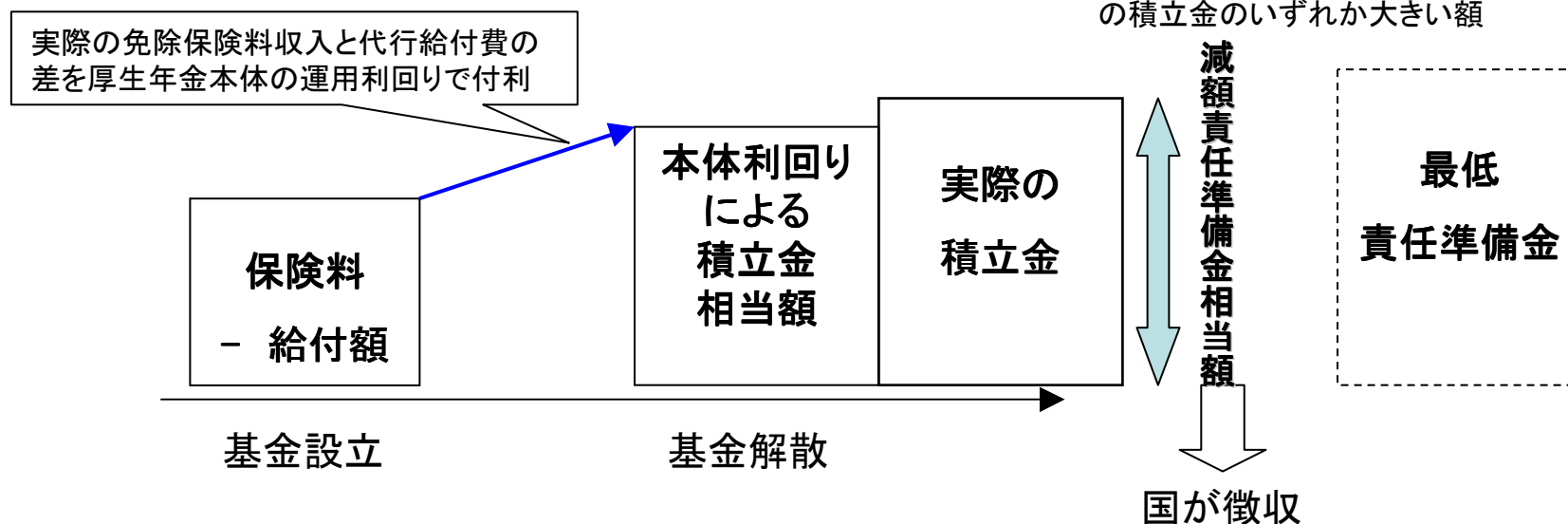
【公布の日】

○ 納付額の特例措置 (厚生年金保険法附則第33条、令第64～67条、規則第80～83条、厚生労働省告示第361号)

積立金の額が、最低責任準備金を下回っている基金(「特定基金」)が、解散しようとする場合において、政令で定める要件に適合する場合、納付額の減額を認める。

(この特例措置は、施行日から5年以内の申請に限り適用)

(注)減額責任準備金相当額
本体利回りによる積立金相当額と実際の積立金のいずれか大きい額



減額責任準備金相当額の計算

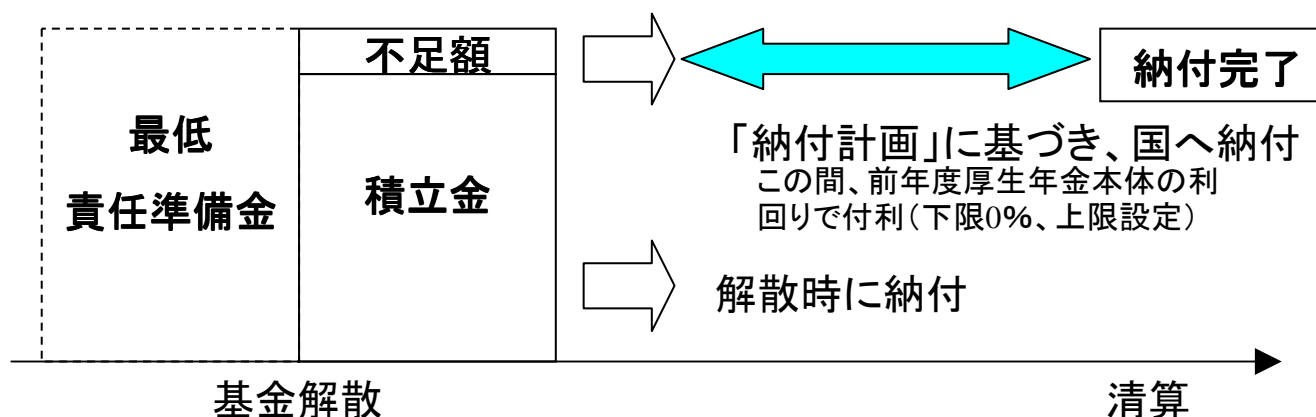
- ・ 財政再計算報告書(移受換金は決算報告書)の数値により、行う
- ・ 平成11年10月以降の期間については、凍結期間中に行われていた方式とする

解散基金の特例措置(2) (厚年基金)

【公布の日】

○ 最低責任準備金の分割納付 (法附則第34～36条、規則第84～86条)

積立金の額が、最低責任準備金を下回っている基金(「特定基金」)が、解散しようとする場合において、分割納付を認める。(解散手続)



<分割納付の要件>

(注)本特例措置の適用を受けた基金が、納付額の特例を受けることも可能

- 原則として5年以内
(やむを得ない理由があると認められる場合、10年以内)
- 現有資産については、原則として解散時に納付
- 負担が増加していかないなど納付計画が現実的に可能と認められること
- 納付回数は、原則として年4回以上定期的に納付すること
- 総合型、連合型の場合、設立事業所毎の負担方法が明確であり、廃業等による事業所減少時の当該事業所負担分の他の事業所への負担方法が明確であること
- 清算中の体制が確保されていること(清算人の選定、職員の配置等)

60歳代前半での退職時給付(DB)／その他

【公布の日】

○ 老齢給付金の支給要件の緩和（確定給付企業年金法第36条）

確定給付企業年金における老齢給付金（年金）の支給開始要件は、

1. 60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき（退職要件なし）
2. 50歳以上60歳未満の規約で定める年齢以降に退職したとき（退職要件付）

とされていたが、二つ目の退職要件付における「60歳未満」が「前号の規約で定める年齢」に変更

⇒ **60歳以上での退職を要件とした給付が可能となり、雇用延長しない者のみに年金給付を行うことなどが可能**

【確定給付企業年金法】

（支給要件）

第36条 ～略～

- 2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。
 - 一 六十歳以上六十五歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。
 - 二 政令で定める年齢以上前号の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること

【公布の日】

○ 加入者記録等の情報収集の連合会への委託

（厚生年金保険法第130条、確定給付企業年金法第93条）

- ・ 厚生年金基金 : 厚生年金基金 → 企業年金連合会
- ・ 確定給付企業年金 : 事業主、基金 → 企業年金連合会